

第 9 2 号議案

足立区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
足立区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 5 年足立区条例第 5
8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 8 条 第 6 条の規定に違反して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護を強化するため、罰則規定を設ける必要があるので、この条例案を提出いたします。